

# 「令和5年度（2023年度）勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱」の解説

## 医療機関向け

（令和5年（2023年）8月  
北海道保健福祉部地域医療課）

### 【要綱：2（1） 周産期母子医療センターにおける、循環器内科や消化器内科に配置する医師事務作業補助者について】

#### 【考え方】

○ 周産期母子医療センターの指定又は認定を受けている病院においては、産婦人科・小児科等に医師事務作業補助者を配置する場合に限り、補助の対象とします。

※医師事務作業補助者（以下「補助者」という。）の配置については、診療所及び交付要綱別表1に掲げる病院を除く。（知事が指定又は認定した周産期母子医療センターを設置している病院は補助対象。）

### 【要綱：2（2） 北海道医療勤務環境改善支援センターとの連携について】

○ 本事業の補助事業の実施にあたっては、補助金の申請時（又は交付決定後）に、あらかじめ北海道医療勤務環境改善支援センターと連携をとるようにして下さい。

（例）北海道医療勤務環境改善支援センターとの連携内容

1. 医療勤務環境改善に係る研修会等の実施
  - ・ 研修企画やプログラムのアドバイス
2. 経営診断・職員満足度調査等の実施
  - ・ 調査の実施方法や調査項目等に関するアドバイス及び提案
  - ・ 調査結果の分析方法や、調査結果から課題を把握する視点等に関するアドバイス
  - ・ 課題解決に向けた具体的取組に関する提案及びアドバイス
3. 就業規則等の整備
  - ・ 医療機関が作成した就業規則、賃金規定などについて、社労士資格を持つアドバイザー等による確認及びアドバイス
4. 医師事務作業補助者の配置
  - ・ 医師事務作業補助者の業務拡大に向けたプロセスについてのアドバイス及び提案
  - ・ 医師事務作業補助者の活用に係る他の医療機関の取組事例の紹介

【要綱：3 補助事業等】

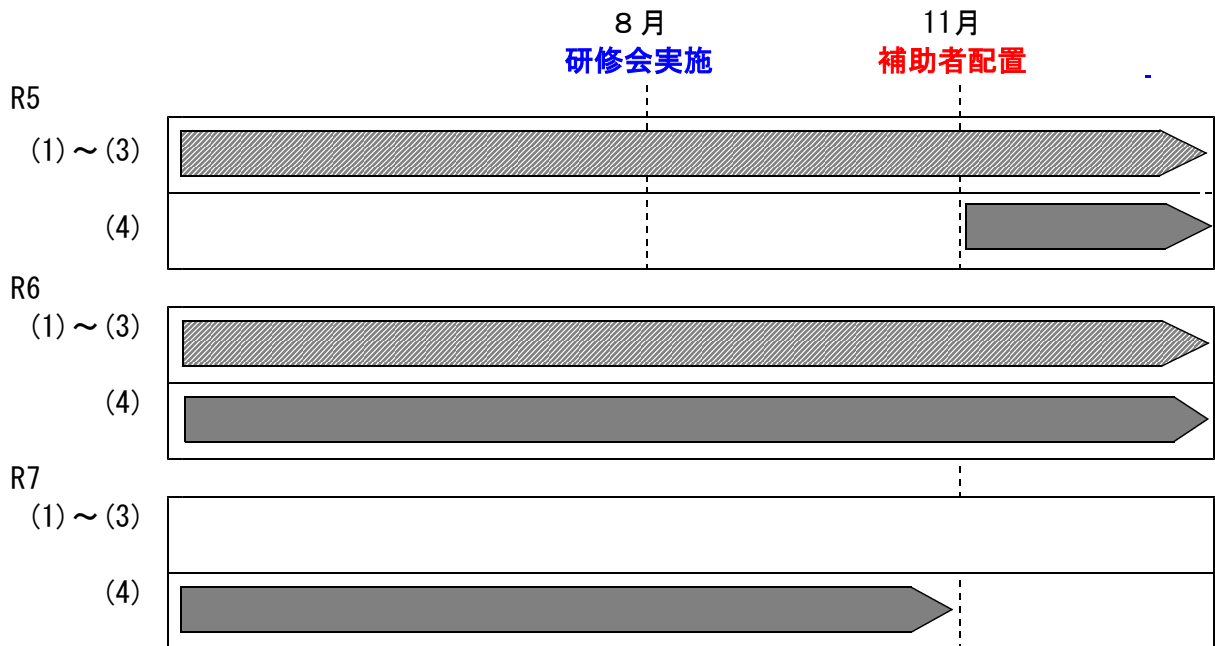
【要綱：4 補助要件等】

令和5年8月に研修会を実施し、令和5年11月から補助者を配置する場合、補助の対象となる期間の考え方はどうなる？

【考え方】

- 要綱3の補助事業等において掲げている(1)～(3)の事業に関しては、補助を受けられる期間は、2会計年度(1会計年度は、4月～翌年3月とします。)が上限です。
- ただし、(4)補助者の配置については、「医師事務作業補助者を配置した時点から2年間(連続して雇用している場合に限る)」と考えます。

(具体例)



※補助者の配置については、R5.4～R7.10までが補助対象期間となる。

【要綱：6 補助金交付額の算定方法】

- 補助対象額は、1団体又は1医療機関につき3,000,000円が上限です(補助率1/2)。補助を行う期間の上限が2年間ですので、毎年の申請内容に応じてですが、最大1,500,000円×2年間の補助が受けられます。
- ただし医師事務作業補助者の配置については、補助者1人当たり月額250,000万円を上限とします。

※ 補助事業の実績報告の際に、すべての経費に係る支出証拠書類(領収書等)の写しを提出していただきます。また、補助事業の完了(立入)検査又は道監査委員事務局等による実地(立入)検査が行われる場合がありますので、あらかじめ留意願います。